

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

農業者及び漁業者による農水産物の加工、販売等の取組を加速するため、これらの取組に必要な資金について利子補給率の上乗せを行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正

国の補助を受けて農産物の加工、販売等についての新たな取組を行う農業法人等に農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して交付する利子補給金の利子補給率は、通常の利子補給率に知事が別に定める率を加えて得た率とする。

(2) 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正

国の補助を受けて水産物の加工、販売等についての新たな取組を行う漁業者等（沿岸漁業従事者を除く。）に漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して交付する利子補給金の利子補給率は、通常の利子補給率に知事が別に定める率を加えて得た率とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。